

2014年(平成26年)9月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2013年(平成25年)5月22日付けで諮問された「横浜地裁平成24年(ワ)第4162号の判決に対する控訴の理由及び意思決定に至る過程のわかる文書(打合せ資料等。文書番号241103000726を除く)」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「横浜地裁平成24年(ワ)第4162号の判決に対する控訴の理由及び意思決定に至る過程のわかる文書(打合せ資料等。文書番号241103000726を除く)」の行政文書公開請求に対し、2013年(平成25年)5月13日付けで行った不存在を理由とした行政文書公開拒否決定処分については、これを取消し、異議申立人が公開を求める趣旨と合致すると認められる行政文書について、あらためて公開するか否かの決定をすべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は2013年(平成25年)4月24日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「2013年(平成25年)2月12日議案第109号専決処分書作成に係る起案文書表紙」の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同請求に係る対象文書を、件名「横浜地方裁判所平成24年(ワ)第4162号弁護士報酬請求事件(以下「訴訟」という。)の判決に対する控訴の提起の専決処分について」(文書番号241103000726)と特定し、異議申立人に対し同月30日付けで、行政文書公開承諾決定処分を行い、同文書のすべてを公開した。
- (3) 異議申立人は同処分により得た行政文書をもとに、同年5月1日付けで、

実施機関に対し、条例第10条の規定により、「横浜地裁平成24年(ワ)第4162号の判決に対する控訴の理由及び意思決定に至る過程のわかる文書(打合せ資料等。文書番号241103000726を除く)」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- (4) 実施機関は本件請求に対し、文書番号241103000726以外には、本件請求にかかる行政文書は職務上作成及び取得しておらず、不存在であるとして、同月13日付けで行政文書公開拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- (5) 異議申立人は同月14日付けで、実施機関に対し、文書番号241103000726に記載された内容は、訴訟の判決に対して控訴提起するとした市の結論のみで、結論に至る意思決定過程が記載されていないことは不当である旨を理由とし、本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (6) 実施機関は同月22日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。

ア 行政文書公開拒否決定通知書は「本件請求に係る文書については職務上作成、及び取得しておらず、不存在であるため。」とあるが、不存在の法的根拠を示さず拒否することは違法に近く、条例第12条(理由付記等)に該当し、理由が不十分で瑕疵ある行政処分である。

実施機関は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)第4条「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」及び藤沢市行政文書取扱規程(平成4年藤沢市訓令甲第2号)第3条「事務は、行政文

書によって処理することを原則とする。」の原則に従っていない。文書番号 241103000726 は結論のみで、その意思決定過程を跡付けできる文書記録がないのは不当である。

イ 実施機関は、公文書管理法第4条を理解していない。そこに至る審議経過を示す職員メモ等が存在するかもしれないが、文書を作成しないことは不当である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の非公開理由説明書及び意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。

「横浜地裁平成24年(ワ)第4162号の判決に対する控訴」に係る文書は、異議申立人に対して2013年(平成25)4月30日付けで公開した「横浜地裁平成24年(ワ)第4162号の判決に対する控訴の提起の専決処分について(文書番号 241103000726)」以外には作成しておらず、本件請求に係る「控訴の理由及び意思決定に至る過程のわかる文書」は存在しない。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関に対して意見聴取を行った結果、次のように判断した。

##### (1) 本件請求文書について

異議申立人が本件請求において公開を求めた行政文書は、市が訴訟の判決に対し控訴した理由及び控訴に至る意思決定過程がわかるもの(以下「本件請求文書」という。)という趣旨である。

##### (2) 本件請求文書の存否について

ア 当審査会は、本件請求文書の存否を判断するにあたり、実施機関に対し、訴訟の判決を受けた後の実施機関の対応経過を聴取した。

イ 実施機関は、当審査会の聴取に対し、訴訟の判決を受けた後の今後の対応方針について理事者に説明を行った際の具体的状況を、当時の記憶を喚起しながら仔細に説明する過程において、あらかじめ作成したメモ(以下「メモ」という。)に基づいて理事者に説明を行ったことを想起した。

ウ 当審査会は実施機関に対し、メモが本件請求に係る行政文書である可能性を指摘したところ、実施機関は理事者への説明の後はメモを利用することがなく、現時点の保管状況を即答できないため、直ちに調査の上、現存するかどうかについて確認するとした。

エ 当審査会は実施機関の陳述を受け、条例第22条第4項に基づく調査権限に基づき、実施機関に対し、メモが現存するか否かを確認し、現存した場合はメモを当審査会に対し提出する旨、指示した。

オ 実施機関は、当審査会の指示に基づきメモの探索を行った結果、現存したとして当審査会に対しメモを提出した。

カ 当審査会において提出されたメモの内容を見分したところ、当審査会としては、メモが異議申立人の請求の趣旨に合致する行政文書であると判断した。

キ したがって、実施機関はあらためてメモについて、公開するか否かの決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2013. 5. 22	・実施機関から審査会へ諮問書の提出
5. 24	・審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
6. 25	・実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
7. 2	・審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
7. 3	・異議申立人から審査会へ意見書の提出
7. 5	・審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
9. 24	・審査会から実施機関へ資料の提出要請
9. 26	・実施機関から審査会へ資料の提出
12. 26	・異議申立人への意見聴取
2014. 1. 23	・実施機関への意見聴取
1. 27	・審査会から実施機関へ追加資料の提出要請
1. 28	・実施機関から審査会へ追加資料の提出
2. 27	・審議
3. 27	・審議
9. 16	・審議
9. 18	・答申

第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏名	役職名等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者